

## 「改正個人情報保護法」「改正マイナンバー法」成立で変わること

### ◆関連する両法を併せて改正

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）とマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の改正法が可決、成立しました。

個人情報保護法の改正は 2003 年に法律ができてから初めて。2013 年に成立したマイナンバー法は、今年 10 月からの個人番号の配付や来年 1 月からの本格運用を前にした改正です。

### ◆個人情報取扱事業者の範囲拡大と監視の強化

改正個人情報保護法では、マイナンバー法に合わせて、これまでは対象外とされていた取り扱う個人情報が 5,000 件以下の小規模事業者も「個人情報取扱事業者」として規制の対象とし、監視機関として、マイナンバー法で定められていた「特定個人情報保護委員会」を改組して「個人情報保護委員会」とし、個人情報の保護に関する強力な権限をもつ第三者機関とすることになりました。

### ◆「匿名加工情報」の利用拡大

一方、これまでは本人の同意が必要とされていた、情報が誰のものかがわからないようにした「匿名加工情報」の利用については、本人の同意がなくても他人に提供できるようになります。

いわゆる「ビッグデータ」として、買い物の履歴や様々なサービスの利用情報などが、新商品の開発に役立てたいと考える企業の間で売買され、活用されることが考えられます。

### ◆預金口座やメタボ検診の記録も連結へ

マイナンバー法の改正では、2018 年以降、本人の同意を条件に、銀行口座の預金情報もマイナンバーとの結び付けが可能になり、税務調査で預金残高の状況がつかみやすくなります。本人の同意を条件にしたのは、財布の中身を知られたくない預金者に配慮したためですが、政府は 2021 年をメドに義務化する方向で検討しています。

また、「メタボ健診」の記録を 2016 年から、予防接種の記録については 2017 年から個人番号と結びつけて使えるようにし、引っ越し時、乳児の予防接種の履歴が転居先の自治体にスムーズに引き継がれるようになります。

### ◆基礎年金番号との連結は先延ばし

ただ、日本年金機構による個人情報流出問題を受け、同機構はマイナンバーをしばらく扱えないことも決まりました。

マイナンバーと基礎年金番号の連結は、2016 年 1 月の予定から最大 1 年 5 カ月間延期されます。



## 発送間近！「マイナンバー通知カード」に関する注意点と変更手続

### ◆通知カードの送付先

マイナンバー通知カードは、10月以降、世帯主宛てに世帯全員分が、住民票の住所地に転送不要の簡易書留で郵送されます。

従業員が現在住んでいるところと住民票の住所地が異なる場合、通知カードが受け取れないおそれがあるため、企業は従業員に対し注意喚起をする必要があります。

### ◆通知カードが届かないおそれのある人とは

従業員本人の引っ越しや転勤による住所の移動後、住所変更の手続きをしていない方です。

なお、2015年10月以前に海外赴任し、住民票の除票の手続きをしている人はマイナンバーが付番されず、帰国後に住民票を作成して初めて付番されるので、その後に提供を受けません。

また、扶養する子が進学等を機に住所を移している場合、そちらに通知カードが送付されるので注意が必要です。

上記の他、以下の方も9月25日までに居所情報の登録をする必要があります。

- ・東日本大震災被害者で避難されている方
- ・DV、ストーカー行為等の被害者で避難されている方
- ・一人世帯で長期間にわたり医療機関や施設に入院または入所していて、住民票の住所地に誰も居住していない方

### ◆住民票の異動手続の仕方

手続きは、住所地の市区町村役場へ、「本人確認書類」、「届出人の印鑑」、「転出証明書（同一市区町村内の異動の場合は不要）」、「特別永住者証明書・在留カード（外国人の場合）」を持参して行います。

国外からの移転の場合は、「転入者全員のパスポート」、「転入者全員の戸籍の附票（本籍地が異なる場合）」、「届出人の印鑑」が必要です。

### ◆居所情報の登録申請手続の仕方

住民票の住所地である市区町村役場に持参または郵送（9月25日必着）で、次の書類を提出します。代理人による場合は「代理権を証明する書類」、「代理人の本人確認書類」も必要です。

- ・居所情報登録申請書（申請者1人ごとに1枚）
- ・本人確認書類
- ・居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書等



## 大手企業が導入する「週休3日制」の効果とは？

### ◆ユニクロが制度導入

「ユニクロ」を展開するファーストリテイリングは、10月から転勤のない地域正社員に「週休3日制」を導入します。業務が繁忙になる土日祝日を原則出勤とし、平日の3日間を休みとするようです。

また、1日8時間の労働時間を10時間にする事で週5日間働く人と同じ給与水準が可能になります。

### ◆導入のねらいは？

同社の「週休3日制」導入のねらいは、多様な働き方を認めて育児・介護等を理由とした早期離職を防ぐことだそうです。

また、従業員の仕事外の時間を充実させるための魅力的な制度として、これからの人材確保、定着を図ることが考えられます。

制度導入により、プライベートが充実し、従業員の仕事に対するモチベーション向上や、仕事が原因のうつ病などの防止につながる効果が期待されます。

### ◆他社でも導入が可能か？

ファーストリテイリングよりも早く「週休3日制」を導入した企業では、稼働時間を増やして生産量を増やすのではなく、従業員が短期間で集中して働くことによって作業効率を上げているようです。

日本IBMでは、勤務時間のパターンの選択ができ、その時間に反映して給与が増減する「短時間勤務制度」を2004年より導入し、従業員の私生活と仕事の両立が保たれ仕事の効率も上がったという声が多いようです。

オランダではすでに「週休3日制」が一般化されているようですが、日本でも導入する企業が増え、離職者の減少や仕事の効率化を図ることができれば、広く浸透する制度ではないでしょうか。



## 10月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

### 11月2日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月~9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

平成27年10月1日 第143号 大羽労務管理事務所